

社会保障論評23-016号 (作成日: 2023年11月25日)

「「サラリーマンと専業主婦」見直しへ」 朝日新聞2023年11月22日付朝刊4面

- 「年金の標準的な給付水準を示す『モデル年金』が、『サラリーマンの夫と専業主婦の妻』の世帯のみで示されている現状が見直される方向だ。…多様な状況を踏まえた説明をしないと、制度不信につながりかねない、という判断からだ。」という記事である。
- 2023年11月21日の社会保障審議会年金部会での資料3「多様なライフコースに応じた年金の給付水準の示し方」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001169572.pdf>)に関し、「様々なライフスタイルを想定したパターンの提示など見直しが必要」意見が大勢という。
- 「モデル年金」は、平均的賃金で40年間就業の男性の厚生年金に、夫婦2人分(妻は40年間夫に扶養される第3号被保険者)の基礎年金を加えて算出しているが、「新たに年金額を算出する世帯の具体像は、2025年に予定される年金制度改正に向けて詰める」とする。
- ただ、「モデル年金」を見直すという記事のイメージは、少々誤解を招くように思える。「モデル年金」は、制度の現実的な給付水準を示すものだったが、昭和60(1985)年の制度の抜本改正時に、制度の将来的な給付水準を示すものとしての性格を持つようになった。
- その上で、平成16(2004)年改正では、男性の平均的な所得に対する「モデル年金」の割合が法的な「所得代替率」と定義され、その下限50%の確保が要求されるようになっている。この枠組みの下では、「変更することは難しい」というより不可能であると言える。
- 「モデル年金」が批判される背景には、「現実的な給付水準」とかけ離れているという点がある。共稼ぎや単身世帯の増加、キャリア変更の増加により、自身の将来の年金額を想定する上で、「モデル年金」はまったく役に立たない、と考える人は増えているだろう。
- その点で必要とされるのは、様々な状況別の年金額なのであるが、これについては、「所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要」と説明されているところである(資料3の11ページ)。
- この図は、賃金が低くても年金には定額の基礎年金があるので、賃金に対する年金の割合(代替率)で見れば、低賃金の方が高くなっていることを示しているわけであるが、国民の年金に対する不安や懸念は、そういったところにはない。暮らせる年金かどうかである。
- 賃金が年金に反映されない自営業者やパートタイム労働者にとっては、上記の図は、何の意味も持たない。それよりも懸念されるのは、基礎年金がマクロ経済スライドで減額されて劣化が進むという点である。「給付水準の示し方」で賃金水準を強調するのは危うい。
- また、そもそも「世帯モデル」の問題もある。OECDの国際比較で示されるのは「単身モデル」である。共稼ぎや単身世帯が増加していることからすれば、その方が、よりリアルに感じられる数値になるだろう。日本の「代替率」尺度は、時代に合わなくなっている。
- 5年振りの「老齢年金受給者実態調査(2022年)」が今年2023年11月中に公表予定である。「配偶者の状況と現役時代の経歴(就労状況)からみた年金受給状況」の実態を示すこのデータは、公的年金制度の現在と未来を考える貴重な資料になるだろう。(以上)